

京都市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年9月7日

京都市長 門川大作

京都市規則第38号

京都市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宿泊税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「許可」の右に「（次号において「許可」という。）」を、「届出」の右に「（次号において「届出」という。）」を加え、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前号の規定にかかわらず、申告納入に係る宿泊施設が次のいずれかに該当する場合には、特別徴収義務者が、次項の申請書を提出する日までに、当該宿泊施設について許可を受け、又は届出を行っていること。

ア 条例第3条に規定する旅館業に係る施設であって、宿泊定員が50名以下のもの

イ 条例第3条に規定する住宅宿泊事業に係る住宅であって、住宅宿泊事業の用に供する居室の床面積が165平方メートル以下のもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)